

財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等監査を、愛西市監査基準に準拠して実施し、その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査対象及び実施日

(1) 補助金交付団体

団体名（所管課）	監査対象補助金	実施日
あいさいスポーツクラブ （教育部生涯学習スポーツ課）	① 総合型地域スポーツクラブ補助金	令和6年11月14日
愛西市商工会 （産業建設部産業振興課）	① 小規模事業補助金	令和6年11月21日
勝幡さくら園 （健康子ども部子育て支援課）	① 愛西市民間教育・保育施設運営費補助金（障害児保育対策費） ② 愛西市保育対策総合支援事業費補助金（保育補助者雇上・保育体制強化事業） ③ 愛西市保育所等副食費補助金 ④ 愛西市保育所等給食費軽減対策補助金	令和6年11月27日
YYSクラブ北河田 （健康子ども部子育て支援課）	① 児童クラブ事業等運営費補助金	令和6年11月27日

(2) 公の施設の指定管理者

対象施設（所管課）	団体名	実施日
永和児童館 （健康子ども部子育て支援課）	① れんこん村・技研共同体	令和6年11月7日
立田南部子育て支援センター （健康子ども部子育て支援課）	① 社会福祉法人 美和多福社会	令和6年11月7日

2 監査の着眼点

監査対象の財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

(1) 補助金交付団体

ア 所管課関係

- ・ 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- ・ 補助金等交付要綱は整備されているか。

- ・ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められているか。
- ・ 補助対象経費が明確になっているか。
- ・ 補助金等の効果、条件履行の確認は実績報告書等により行われているか。

イ 団体関係

- ・ 補助金等の交付申請書の提出、補助金等の請求・受領は適時に行われているか。
- ・ 補助事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。
- ・ 補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 補助金等の収支等会計経理は適正に行われているか。
- ・ 出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- ・ 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ・ 実績報告は適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 所管課関係

- ・ 団体指定までの一連の指定手続きは、法令等に基づき適正・公正に行われているか。
- ・ 協定書には協定で定めるべき事項が明確になっているか。
- ・ 管理義務に係る経費の算定や出納関連の事務が適正に行われているか。

イ 指定管理者関係

- ・ 施設管理にあたって関係法令の遵守と協定等に基づく義務の履行が適切に行われているか。
- ・ 施設の管理に係る収支会計等の経理事務が適正になされているか。
- ・ 利用促進のための努力がなされているか。
- ・ 安全、環境等に配慮がなされているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和6年11月7日から令和6年11月27日まで

(2) 対象とした範囲

ア 補助金交付団体

補助金交付団体の事務執行状況のうち、令和5年度の監査対象補助金に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の補助金交付事務を対象とした。

イ 公の施設の指定管理者

指定管理者の事務執行状況のうち、令和5年度の監査対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指定管理施設に係る一連の事務を対象とした。

(3) 実施方法

愛西市監査基準に基づき、財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納

その他の事務について、書類等突合などを試査により実施するため、関係諸帳簿等の資料の提出を求め、説明を聴取した。

第2 監査の結果

1 結果

「第1 監査の概要」のとおり監査した限りにおいて、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが概ね認められるものの、一部で改善等を要する事項が見受けられた。

それらについては、改善等を要する事項を次の区分に分類し、各補助金交付団体及び各公の施設の指定管理者の結果で述べる。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については記載を省略する。

- (1) 指摘事項：是正又は改善を要すると認められるもの。
- (2) 検討事項：是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの。
- (3) 勧告：(1)、(2)のうち、特に措置を講ずる必要がある事項について、地方自治法第199条第11項の規定に基づき勧告するもの。

2 補助金交付団体

(1) あいさいスポーツクラブ

ア 補助金名称等

- ① 愛西市総合型地域スポーツクラブ補助金 4,500,000円

□ 補助金等の概要

スポーツ活動を通じて子供から大人までの市民が、心も体も健康で生き生きと暮らせるまちづくりに貢献すること目的に、アマチュアスポーツの普及振興と市民のスポーツへの関心を高めることに必要な事業を行い、地域における運動・スポーツ活動の拠点又は地域住民の交流の場となる愛西市総合型地域スポーツクラブの活動に対し補助を行う。

イ 結果

- ・ 所管課（生涯学習スポーツ課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体
概ね適正に執行されていると認められた。

(2) 愛西市商工会

ア 補助金名称等

- ① 小規模事業費補助金 40,485,000円

□ 補助金等の概要

小規模事業者が直面している課題の解決と持続的な事業展開の実現を図ること目的とし、小規模事業者の経営改善を支援する事業等に要する経費について補助を行う。

イ 結果

- ・ 所管課（産業振興課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体
概ね適正に執行されていると認められた。

(3) 勝幡さくら園

ア 補助金名称等

- ① 愛西市民間教育・保育施設運営費補助金（障害児保育対策費）
20,812,000円
 補助金等の概要
障害児の保育を推進するために、障害児を受け入れている民間教育・保育施設に対し保育士又は幼稚園教諭の加配に必要な人件費に要する経費について補助を行う。
- ② 愛西市保育対策総合支援事業費補助金（保育補助者雇上
・保育体制強化事業）
25,857,000円
 補助金等の概要
保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、子どもを安心して育てることができる環境整備を行う事業に対して補助を行う。
- ③ 愛西市保育所等副食費補助金
40,429,550円
 補助金等の概要
保護者の経済的負担を軽減し、子どもを安心して育てることができる環境の整備を行う事を目的とし、私立保育園等を利用している児童の副食費の補助を行う。
- ④ 愛西市保育所等給食費軽減対策補助金
24,131,380円
 補助金等の概要
物価高騰の影響の中、利用児童に対して安定的な給食を実施している民間保育所等の負担を軽減することを目的とし、給食実施児童数に対して補助を行う。

イ 結果

- ・ 所管課（子育て支援）
概ね適正に執行されていると認められた。

- ・ 団体
概ね適正に執行されていると認められた。

(4) YYSクラブ北河田

ア 補助金名称等

- ① 愛西市児童クラブ事業等運営費補助金 8,874,000円

□ 補助金等の概要

児童福祉法に基づき、児童が安心して生活できる場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とし、児童クラブ事業を行う市内の民間事業者に対し補助を行う。

イ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体
概ね適正に執行されていると認められた。

3 公の施設の指定管理者

(1) 永和児童館

ア 指定管理料の金額

28,349,020円

イ 事業の概要

児童の健康を増進し、その情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るための施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、れんこん村・技研共同体が指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする包括協定を令和2年9月28日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 児童館の保守・維持管理に関する業務
- ・ 児童館の利用の許可に関する業務
- ・ 児童クラブに関する業務
- ・ 地域子育て支援拠点事業に関する業務
- ・ その他の業務（事業計画・報告書の作成、市及び関係機関との連絡調整等）

ウ 経理の状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

- ・ 収入決算額 29,385,224円
 - 内 指定管理料 28,349,020円
- ・ 支出決算額 29,325,918円
- ・ 収支差引額 59,306円

エ 結果

イ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）

概ね適正に執行されていると認められた。

- ・ 団体

【検討事項】給与等支払いの確認に問題があるもの。

法定福利費等（雇用保険の率）のシステム更新時期が遅れたことによる間違いがあり、雇用保険の額が少額となっていた。今後はチェック体制を見直し適正な事務の執行に努められたい。

(2) 立田南部子育て支援センター

ア 指定管理料の金額

25,534,000円

イ 事業の概要

児童の健康を増進し、その情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るための施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、社会福祉法人美和多福祉会が指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする包括協定を令和2年9月28日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 子育て支援センターの保守・維持管理業務
- ・ 子育て支援センターの利用の許可に関する業務
- ・ 児童クラブに関する業務
- ・ その他施設運営業務（事業計画・報告書の作成、市及び関係機関との連絡調整等）

ウ 経理の状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

- ・ 収入決算額 25,657,973円
 - 内 指定管理料 25,534,000円
- ・ 支出決算額 22,444,506円
- ・ 収支差引額 3,213,467円

エ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）

概ね適正に執行されていると認められた。

- ・ 指定管理者
概ね適正に執行されていると認められた。